

日本イギリス哲学会
第34回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 34th Annual Conference

at Keio University

期 日 2010年3月26日(金)・27日(土)

会 場 慶應義塾大学 日吉キャンパス 来往舎

神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1

第1日 2010年3月26日(金)

9:30～ 受付 来往舎1階 シンポジウムスペース
前

10:00～11:00 総会 来往舎1階 シンポジウムスペース

11:00～12:00 特別講演 来往舎1階 シンポジウムスペース
小泉 仰 (慶応義塾大学名誉教授)
「福澤諭吉と宗教」
紹介者 成田 和信 (慶応義塾大学)

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～17:30 シンポジウム I 来往舎1階 シンポジウムスペース

「イギリス環境倫理思想」
司会：大久保 正健 (杉野服飾大学)・桜井 徹 (神戸大学)

13:00～13:10 発 題 司会者

13:10～13:40 第1報告 嘉陽 英朗 (京都大学)
17世紀イギリスにおける自然観の変遷——進歩思想と農業から

13:40～14:10 第2報告 大石 和欣 (名古屋大学)
「精神の所有物」の継承～ナショナル・トラストとイングリッシュネスの再構築

14:10～14:40 第3報告 蔵田伸雄(北海道大学)
人間中心主義批判から人間中心主義へー環境倫理思想の見取り図ー

14:40～15:00 ティー・ブレイク

15:00～15:20 特定質問 三浦 永光 (津田塾大学名誉教授)

15:20～17:20 質疑応答

17:20～17:30 総 括 司会者

18:00～ 懇 親 会 来往舎1階 ファカルティラウンジ

第2日 2010年3月27日(土)

9:00 受付

来往舎1階 シンポジウムスペース前

9:20~12:10 個人研究報告(報告35分、質問15分)

第1会場 来往舎2階 大会議室

- 9:20~10:10 今村 健一郎(関東学院大学)
ロックの人格同一性論 — 「意識」の意味を巡って
司会: 山田 園子(広島大学)
- 10:15~11:05 佐々木 拓(京都大学)
ジョン・ロックの人格同一性論における記憶の重要性: 力能に基づいた人格同一性帰属の可能性
司会: 下川 潔(学習院大学)
- 11:10~12:00 武井 敬亮(京都大学)
ロックの統治理論における people 概念について
司会: 星野 勉(法政大学)

第2会場 来往舎2階 中会議室

- 10:15~11:05 鵜殿 慧(関西学院大学)
ヒュームによる「原因」の「定義」
司会: 伊勢 俊彦(立命館大学)
- 11:10~12:00 川名 雄一郎(European University Institute)
哲学的急進主義と歴史知識 — ジョージ・グロートの場合 —
司会: 大久保 正健(杉野服飾大学)

第3会場 来往舎1階 シンポジウムスペース

- 10:15~11:05 水野 俊誠(慶應義塾大学)
J.S.ミルの快樂主義に対する F.H.ブラッドリーによる批判の検討
司会: 久保田 顕二(小樽商科大学)
- 11:10~12:00 池田 誠(北海道大学)
ロールズと「不偏の観察者」
司会: 柘植 尚則(慶應義塾大学)

12:00~13:00 昼食・休憩

13:00~13:30 臨時総会
ス

来往舎1階 シンポジウムスペース

13:30～17:00 シンポジウム II 来往舎 1 階 シンポジウムスペース

「大正期の日本思想に与えたイギリス思想の影響」

司会：冲永 宜司（帝京大学）・名古 忠行（山陽学園大学）

13:30～13:40 発 題 司会者

13:40～14:10 第1報告 西田 毅（同志社大学名誉教授）
Political Pluralism の政治思想史的影響—中島重を中心に—

14:10～14:40 第2報告 織田 健志（関西大学）
長谷川如是閑のホブハウス受容—大正期日本における新自由主義の一断面—

14:40～15:10 第3報告 鈴木 貞美（国際日本文化研究センター）
イギリス思想が大正期に与えた影響

15:10～15:30 ティー・ブレイク

15:30～16:50 質疑応答

16:50～17:00 総 括 司会者

17:00～ 閉会挨拶 会 長・星野 勉

受付	来往舎 1 階	シンポジウムスペース前
会員休憩所	来往舎 1 階	ロビー横の談話室
理事会室	来往舎 2 階	小会議室

特別講演

福沢諭吉と宗教

小泉 仰 (慶應義塾大学名誉教

授)

本講演で、私は福沢諭吉が彼の生涯を通してキリスト教と仏教を含んだ宗教全体をどのように捉えていたかを明らかにしたい。上記の目的に向かい、私は次の諸項目に沿って話を進める予定である。

1. 福沢諭吉の主観的視点と客観的視点—「宗教の外に逍遙す」。
2. 『徳育余論』における福沢の「主観」と「客観」の視点。
3. 客的視点から見た福沢のキリスト教観：3a. 文久1年、徳川幕府遣欧使節団の翻訳方としてロンドン訪問。3b. 慶応2年、徳川政府イギリス留学生募集と福沢英之助。キリスト教新興宗派ハリス教団(Thomas Lake Harris, 1823-1906)。3c. 明治4年、教訓書『ひゞのをしへ』。
4. Francis Wayland と福沢諭吉『学問のすゝめ(明治4-9年)』: Elements of Moral Science, Elements of Political Science。ウェーランド『回想録』1835年6月6日、日記。5. 『覚書(明治8-14年)』進化論的功利主義的宗教観。5a. ニューヨーク副領事富田鉄之助宛手紙。5b. 外国人宣教師を優遇。
6. 小幡篤次郎訳『弥児氏宗教三論(明治10-11年)』と福沢諭吉。
7. 「宗教も亦西洋風に従はざるを得ず(明治17年6月7日)」。
8. 「宗教の熱は二百十二度以下に在るべし(明治17年8月13日)」。「経世上に宗教の功德を論じて併せて布教法の意見を述ぶ(明治18年7月21日)」。
9. ユニテリアン・キリスト今日導入と Arthur M. Knapp。唯一社発行『ゆにてりあん』雑誌第一号「ユニテリアン雑誌に寄す(明治23年3月1日)」
 10. 福沢諭吉と仏教。8a. 「宗教の説(明治14年)」全集20巻。「宗教の説(明治14年)」全集19巻。8b. 「宗教宣布の方便(明治17年)」。「教法の盛衰は世の不景気に係はる筈なし(明治18年)」
 11. 『福翁百話(明治29年)』の宗教哲学—福沢の主観的視点に立つ宗教観：11a. 実学思想(明の思想)と宗教哲学(暗の思想)。11b. 「百話(七十)」菅学庵『弘法大師と日本文明』：いろはにほへとちりぬるを=諸行無常。わがよだれぞつねならむ=是生滅法。
うゐのおくやまけふこえて=生滅滅已。あさきゆめみしゑひもせず=若滅為楽。
 - 11c. 「百話(九十四)」。「念仏もなく、寺もなく、仏壇もなく、坊主もなく、経文もなく、一切虚無の間に仏徳の存するもの」虚無の境地即真の安心立命。11d. 天伸しそと人間蛆虫論。11e. 心の体用論=心の本体と心の働き。11f. 戯去戯来、戯去戯来不若去来無。

シンポジウムI イギリス環境倫理思想

第1報告

17世紀イギリスにおける自然観の変遷——進歩思想と農業から

嘉陽 英朗 (京都大学)

ヨーロッパの17世紀は、技術的進歩という観念の発生と、それに伴う収奪的な自然観が発生した時代として、後の環境破壊の思想的前提を用意したとされ、しばしば、「非難」の対象となっている。たしかに、ベーコン・デカルト・ボイルといった、当時の代表的な知識人の言から、たびたび引用されるように、自然を人間の力で強い、縛り、圧迫した状態で観察して「人生の福祉と有用のため」(ベーコン 『ノヴム・オルガヌム』)の知識を得、「人間の支配権の限界を、万物を操作できるまでに拡大すること」(同 『ニュー・アトランティス』)を目指すようになった時代であり、その過程で、自然を神聖とみなす考え方は、「神の劣った被造物に対する、人間の支配権の優越にとって、士気を削ぐ障害物」(Boyle, A Free Inquiry into the received Notion of Nature)として攻撃された。

しかし、このような「考え方」や「表現」だけをとらえるならば、それは古典古代や非キリスト教圏にも少なからず見られるものである(たとえば、アリストテレスにとって、「植物は動物のため、動物は人間のために造られている」(『政治学』))、17世紀をとってみても、「支配権拡張」の唱道者の言説でさえ、多くの留保や内省を伴っていることが少なくない。さらに、広く一般の人々にとっては、たとえ日々の生活で木を伐り肉を食しても、自然に対する畏怖と神聖視は、そうしたものをも取り除こうとする動きにもかかわらず、決して消えることがなかった。それどころか、17世紀は、人間が自然に対して「慈悲」を見せる、さらにはそのことを社会から要求されはじめようになった時代、また、自然の中に美や荘厳さを見はじめた時代としても、広く認識されてきている。

それでは、この二つの思潮は、相互にどの程度まで矛盾的で、また、どの程度まで必然的であったのだろうか。本報告では、その手がかりの一端を探るため、進歩の思想を体現するユートピア思想と、ユートピア思想と密接なつながりを持ちながらも、より自然とのふれあいに近い立場にあった農業・農学との対比を軸に、17世紀とその前後の時代を、おおよそ(1)16世紀—17世紀初頭：モアのユートピアとフィッツハーバート農書(2)17世紀前半：ベーコン主義と錬金術化学、(3)17世紀後半—18世紀：王立協会と近代的生物学のはじまり、の3時代に区分して、それぞれの特徴と、変化の跡を追うこととする。

第2報告

「精神の所有物」の継承～ナショナル・トラストとイングリッシュネスの再構築

大石 和欣 (名古屋大学)

E・M・フォスター (Forster) の小説『ハワーズ・エンド』(Howards End, 1910年)は、ハートフォードシャーにある古い農家屋ハワーズ・エンドを舞台の中心にすえ、急速に変容していく20世紀初頭のイギリス社会を克明に映し出している。しかし、この作品がナショナル・トラスト運動と関連していることはまったく知られていない。

「精神の所有物を遺贈することなどといった可能なのだろうか。魂に子孫などあるのだろうか。」小説は読者にそう問いかける。ハワーズ・エンドが象徴するイングランドの伝統や精神文化が世代と血統を超えて継承されていくことへのひそかな期待と不安が入り混じる。

この頃社会的認知度を高めていくナショナル・トラストは複雑な成立過程と目的を有していた。湖水地方の景観保存に尽力したハードウィック・ローンズリー (Hardwicke Rawnsley)、都市部の労働者居住環境の改善に尽力したオクタヴィア・ヒル (Octavia Hill)、そして共有地保存運動を推進したロバート・ハンター (Robert Hunter) の三人が核となって1895年に設立されたが、一見異なる三つの運動が合流した背景には、都市と田園、いやイングランド全体が急速な変貌を遂げていた時代がある。それまで堅持されていた「イングリッシュな」風景や文化が崩壊の危機を迎え、その結果としてナショナル・アイデンティティそのものも危殆に瀕していたのである。

1870年代からの農業不況により、多数の農民が土地を離れて都市に流入すると同時に、農業資本に依存していたジェントリーや貴族階級は多大な打撃を受け、農地や家屋などの不動産を放棄あるいは売却する。その一方、都市部では郊外の急速な発展と交通網の発達に平行して、市内の過疎化とスラム化が進んでいった。第一次世界大戦後になると、大英帝国の威光に影がさし、貴族をはじめとするかつての支配階級の凋落も決定的なものとなる。荒廃した農村コミュニティ、再開される都市居住空間、旧支配階級の衰亡は、イングランドそのものの変質を暗示していた。それはイングリッシュネスそのものの消失過程でもある。

ナショナル・トラストが中流階級をはじめとして次第に認知度を高め、その意義と必要性を社会に訴えていくことが可能になったのは、こうした「イングリッシュな」風景と伝統の瓦解に対する危機意識があったからこそであり、フォスターが小説の中で代弁した期待と不安がそこに潜在していたのである。本発表では、「精神の所有物」としての建築物や風景、景観を文化的遺産として継承していくことの意義が社会に認知されていった1900年代から1940年代までの歴史的過程をたどることで、ナショナル・トラスト運動の思想的背景を素描してみたい。そこには消えゆく「イングリッシュネス」の再構築の過程が浮かび上がってくる。

ナショナル・トラストが1907年のナショナル・トラスト法を初めとしてさまざまな法的支援を受けていくのと、文学や芸術、歴史の領域で「イングリッシュネス」についてのさまざまな言説、表象、行動が活発になっていくのとは軌を一にしている。詩人たちがイングランドの田園美を讃え、『ピーター・ラビット』シリーズの著者ベアトリクス・ポター (Beatrix Potter) が私財を投じて湖水地方の土地を買収して景観保全を試み、ヘレン・アリンガム (Helen Allingham) による農村風景の挿絵が人気を博し、歴史家G・M・トレヴェリアン (Trevelyan) が史跡や景観美の保全こそ人々の「歴史感覚を陶冶」し、「未来の展望」と「国土の精神的秩序」の礎となると力説し、人々がそうした史跡と景観美を楽しむようになったのは、「イングリッシュネス」崩壊の危機感を人々が共有していたからである。その根底に流れている近代イギリスの自然観や19世紀のジョン・ラスキンの思想を汲み取りながら、「精神の所有物」を継承し、再構築していくとするイデオロギーの動態を明らかにしていく。

シンポジウムI イギリス環境倫理思想

第3報告

人間中心主義批判から人間中心主義へ—環境倫理思想の見取り図—

蔵田 伸雄(北海道大学)

本発表では、人間中心主義と非人間中心主義の対立軸をもとに、英語圏の環境倫理思想の見取り図を描き、後者から前者への議論のシフトについて論じたい。

本発表では特に「イギリス」の環境倫理思想に限定せずに議論を進める。確かにイギリスの環境倫理思想とアメリカの環境倫理思想はやや趣が異なっている。「応用倫理学」の一分野としての「環境倫理学」environmental ethicsは、その源流のいくつかがイギリスに発しているとはいえ、発展をとげたのは主にアメリカにおいてである。ミューアとピンショーの論争、国立公園の制度化、レオポルドの「土地倫理」を経て、環境プラグマティズムや環境正義論へと至る「環境倫理学」はかなり「アメリカ的な」特徴をもつ。だが、他の研究分野と同様、環境哲学・環境倫理学の分野においても、英語圏のイギリスとアメリカ・オーストラリア・カナダなどの研究交流は盛んであり、研究者の移動も多い。そのため「アメリカ」と異なる「イギリス」の環境倫理思想に特有の特徴を見つけることは困難である。

「環境倫理学」に関する議論は、生命中心主義・生態系中心主義などの自然の内在的価値を重視する立場とそれに対する懐疑的・批判的立場の対立という軸を中心に進められてきた。自然物に内在的価値を認めない限り、自然保護の規範は弱いものとなる。自然物の内在的価値を批判し、人間中心主義の立場をとることは、人間の利害を優先させ、自然に二次的・道具的価値しか認めないことになるので、このような立場は環境破壊に対して十分抵抗できないと考えられてきた。そのためキャリコットの非人間中心主義者たちは、自然物の内在的価値の否定(例えば環境プラグマティストのノートンの「弱い人間中心主義」)に強い抵抗を示す。一方でパスモアの環境倫理思想は人間中心主義の立場をとり、自然の内在的価値(さらには強い世代間倫理)を認めるような強い環境主義に対する懐疑をその特徴としている。イギリス思想の中には動物解放論や自然に対する敬意があると同時に、啓蒙的・懐疑論的・自由主義的なメンタリティもある。このようなメンタリティは、人間から独立した自然物の内在的価値を認めることによって、人々の自由な経済活動や政治的自由を制約することに対する強い抵抗感につながる(メタ倫理的観点からすれば、自然物の内在的価値を存在論的に正当化し、それに関する認識論を構築することも難しい)。またシュレーダー・フレッチェットも基本的には人間中心主義であるロールズ的な環境正義論の立場から、人々に対する危害の回避とリスクの軽減に環境倫理学の課題を見いだす。

環境倫理思想がその対象として扱う環境問題は拡大する傾向がある。気候変動に関する本格的な研究も増えている。また1960年代以降は、反公害、反原子力発電、廃棄物処理といった問題に関する議論もなされている(特に環境正義論やSTS系の議論)。「美しい自然の保護」といった問題は現在では「環境倫理学」の一分野でしかない。またそういった論点はいわゆるfaking natureの議論や、生物多様性の価値に関する議論に収束しつつある。このような論点の拡大は人間中心主義につながる傾向を持つ。

なお政治哲学系の環境思想(例えばAndrew Dobsonらのgreen politicsや環境熟議民主主義)に関して言えば、マルクス主義、ドイツ観念論、討議倫理学といった大陸哲学の視点も導入されており、必ずしもイギリス古典哲学・政治思想のみに立脚した議論がなされているわけではない。

本発表ではこのような環境問題の深刻化と拡大、さらにそれに対する様々な対処を視野に入れつつ、環境倫理思想の見取り図を描く作業を通じて、人間中心主義的な環境倫理思想の有効性について論じたい。

個人研究報告

ロックの人格同一性論 — 「意識」の意味を巡って

今村 健一郎 (関東学院大学)

周知のように、ロックは『人間知性論』第2巻第27章において、人格の同一性を意識の同一性に基づける議論(以下、意識説と呼ぶ)を提示している。意識説のテーゼは極めて簡明であり、ニコラス・ジョリーはそれを、「(A が時点 t において選び出された人格であり、B がそれ以前の時点 $t-1$ において選び出された人格である場合) A が B と同一の人格であるのは、A が B の行為と経験を意識しているとき、かつ、そのときのみである」と定式化している。

この意識説は、簡明であるだけでなく、われわれの常識的見解にも合致する。普段われわれは、自分が行った過去のある行為や、自分が経験した事柄を思い出すとき、それらの行為や経験の主体は、いまそれらの行為や経験を思い出しているこの自分と数的に同一であるということ、何の疑問も抱くことなく受け入れている。そしてまた、そのような同一性が成立しているかぎりにおいて、われわれは、過去のある行為に対する責任が自分自身に帰せられることを認めるのである。この点においても、ロックの見解はわれわれの見解と合致する。というのも、ロックもまた、人格とは「行為とその功罪を専有する法廷用語である」という表現で、このことを認めているからである。

しかし、たとえ意識説が簡明かつ常識的であるとしても、われわれはそれを単純に受け入れるべきではない。というのも、われわれは時折、自分の過去の行為や経験を忘却したり、あるいは、過去の事実とは異なる、誤った記憶を抱いていたりするからである。忘却に関して、ロックは有名な「酔漢の例」において次のように述べる。曰く、人間の法廷が酩酊時の犯行の意識をもっていない者を罰するのは正当である、というのも、意識の欠如は彼に有利に証明されえないからである、しかし、全ての心の秘密が明らかにされる最後の審判においては、だれも自分の知らないことに対して責任を負わされることはない、と。

この「酔漢の例」において、意識説に対する疑問が生じる。意識説においては、意識が、そしてそのみが、人格同一性を構成すると説かれていたはずである。にもかかわらず、「酔漢の例」においては、意識は人格同一性の認識根拠にすぎず、人格同一性そのものは、意識ではない何か—たとえば、デカルト流の思考実体—の同一性によって確保されているかのような印象を受ける。下川潔はまさにそのように解釈し、ロックは人格が「特定の身体から離れる可能性を想定」していると述べている(『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』96頁)。ただし、意識は未来にも及びうるという趣旨のロックの発言を根拠に、意識は単なる過去の認識作用としての記憶とは異なるということを下川は認めている)。他方、一ノ瀬正樹は、「酔漢の例」を根拠のひとつに挙げつつ、ロックの言う意識とは、記憶とは異なっており、「当人における一人称的で心理的なものとして」捉えられるべきでなく、それは「第三者によって決定」されうるものであるとした上で、そのような意識が人格を構成すると解釈する(『人格知識論の生成』95、156頁)。

下川と一ノ瀬は、以上のように解釈を異にしながらも、ロックの「意識」は記憶とは異なると考える点では一致している。では、記憶とは異なる意識とは、一体どのような作用なのだろうか。意識は過去の自分の行為を専有するというロックの発言を受けて、ビーハンやウィンクラーやヤッフエは、意識とは人格を主観的に構成する作用であると解釈する。しかし、この解釈の下では、意識が過去の行為を能動的・意図的に自分のものとして受容したり退けたりする作用であるかのような印象を受ける。

以上に見るように、ロックの人格同一性論における「意識」が何であるのかは未だに明らかではない。本発表では、既存の解釈を検討しつつ、ロックの「意識」の解明を試みたいと思う。

個人研究報告

ジョン・ロック人格同一性論における記憶の重要性：力能に基づいた人格同一性帰属の可能性

佐々木 拓（京都大学）

本発表で目指されるのは、ロックの人格同一性論が抱える最大の困難の一つと指摘される「一人称基準と三人称基準の対立問題」に対して、「記憶説」と呼ばれるロック解釈の立場から解答を与えることである。

ロックは『人間知性論』において人格の同一性が「同じ意識」に存すると主張しているが、この「同じ意識」の解釈は揺れており、論争が続いている。バークリーやリードにはじまる歴史的批判においては、批判者は「同じ意識」を「記憶」だと解釈している。そして、批判者はこの解釈に基づいて、ロックの人格同一性論に健忘、記憶錯誤、推移性(勇敢な将校のパラドクス)、定義の循環、一人称基準と三人称基準の対立といった困難を帰す。これらの批判は的を射ており、とりわけ前の四者は記憶を人格同一性の十分条件と考える「単純記憶説」にとっては致命的な批判となっている。加えて、「一人称基準と三人称基準の対立」の問題は記憶説に対してさらなる問題を提起する。この問題は、行為の記憶をもたない酔っ払いや夢遊病者が正当に罰せられる場合があるとロックが論じていることに端を発している。この問題を持ち出す批判者によれば、ロックは人格同一性(およびそれに関連する刑罰の帰属)の基準を示していないばかりでなく、そもそも記憶は人格同一性帰属の十分条件でないだけでなく、必要条件にもなっていない。

本発表の目的はこの最後の批判に答えることにある。そのために、犯罪行為に関する記憶がないと主張する酔っ払いや夢遊病者に刑罰を科することが正当であるというロックの言説と、それでもなお記憶の存在が人格同一性の(ひいてはそれに基づく刑罰を科すための)必要条件であるという主張を両立させる方法を探求する。この目的を達成するには、次の二つの哲学的見解が重要となる。第一に、実体の実在的本性についての不可知論である。われわれは人格の実在的本質について十全な知識をもつことが出来ない。この不可知論は人間の知識の限界を示唆する。本発表では「同じ意識」をあくまで記憶として解釈するため、一人称的な記憶は他人には知り得ない。すなわち他人の人格同一性に対するわれわれ人間の知識には限界が存在する。第二に、ロックは過去の行為の責任として帰属されるサンクションを三種に区別している。ロックは過去の行為に対する責任を道徳規則(法)によるサンクションと考え、立法者の種類によって、神の法、国家の法、意見と評判の法に規則を区分した。この道徳的法-サンクション論と実体の不可知論を組み合わせる時に、われわれはロックの人格同一性論をサンクションの種類ごとに区別して扱う必要性に気づく。

サンクションの種類ごとに人格同一性の基準を考え直すなら、そこには神によるサンクション帰属と人間によるサンクション帰属とでは用いられるべき基準が異なることが発見される。そして、酔っ払いや夢遊病者への刑罰の帰属は人間のもつ知識の限界が大きく関与し、これによって正当化されていることが明らかになる。ただ、ここで記憶がなんの役割も果たしていないわけではない。本発表の最後では、神による審判において果たす記憶の役割を理性的直観と捉えた上で、その直観が人間による審判においても機能する余地を検討する。そして、最終的には人間によるサンクション帰属においては、人格同一性とそれに依拠するサンクション帰属の基準は「記憶の力能」であり、また記憶の不在の事実が(適切な条件が揃ったならば)帰属を撤回する根拠になりうる点を示すことで当初の目的を達成する。

個人研究報告2

ロックの統治理論におけるpeople概念について

武井 敬亮（京都大学）

本報告の目的は、ロックの **people** 概念について、それが解釈上の問題点であること、そして、その問題を解決するためには、その概念把握およびロックの統治理論におけるその役割を明らかにすることが必要であるということを示すことにある。

まず、先行研究を整理することにより、ロックのテキストに現れる **people** を一般的な個々の人々と考えるのか、それとも個々の人々からなる集団（この場合、通常 **the people** と表記されるが、前者の意味で用いられることもあるため、文脈に即して考える必要がある）と考えるのかによって、また、後者の場合においても、その対象を下層階級まで含めるのか否かによって、析出されるロック像に大きな違いが生じていることが分かる。例えば、Ashcraft(1986)が主張するように、**the people** の対象を「最下層の社会階級 **the lowest social classes**」まで含めるとするならば、その抵抗権論は急進的なものとして解釈されるだろう。しかしながら、こうした解釈に対しては、Wootton(1992)や Marshall(1997)らによって、批判がなされている。特に Marshall(1997)は、「制限された選挙権と宗教的寛容を伴った信頼たる混合君主政の回復以上の変化をイングランドの政治生活に望んでいなかったであろう」と指摘し、ロックをむしろ穏健な革命論者に近かったと解釈する。こうした解釈上の違いは、**people** 概念をどのように把握するのかに起因するものと考えられる。

次に、こうした解釈上の問題点を解決するためには、**people**（あるいは **the people**）が何を指し示しているのかを、具体的なレベルと抽象的なレベルとで区別しながら把握することが必要となる。なぜなら、それらの混同もまた、解釈のズレを生み出しているからである。例えば、ロックが **the people** という語を用いる場合、具体的な社会の構成員を指し示している場合に加え、より抽象的な含意をこの語に含んでいる場合がある。こうした点に注意しながら、**people** 概念について以下の二つの観点から考察を加えていきたい。

まず、具体的な意味内容を明らかにするために、ロックが、**people** ほかに人物を指し示す語や表現（**multitude** や **majority**、**the rest of…**、など）を用いる際に、どのような人々を想定しているのかを、ロック及び同時代人のテキストを参照しつつ考察する。これにより、**people** 概念の具体的なレベルにおける把握を試みる。

次に、個々人からなる集団としての **the people** が、ロックの統治理論において、どのような役割を担っているのかを考察し、抽象的なレベルでの把握を試みる。そのためには、まず、そうした集団がどのようにして形成されたのかについて考察しなければならない。というのも、自然状態から社会集団を形成する際に、自然状態における諸個人は「多数派の決定に服し、それに拘束されるという義務をその社会の全成員に対して負う」（『統治二論』、第二部、第8章、97節）ことに同意したとみなされ、この「多数決原理」が、集団としての **the people** の意志決定に多大な影響を与えているからである。ロックは、自身の統治理論においてこの語を用いる際に、こうした意志決定を含む集団としての **the people** を念頭においている場合があるため、このような分析が必要となる。

以上の議論を通じて、**people** 概念が解釈上の問題点であること、そして、その問題点を解決するためには、**people**（あるいは **the people**）が、具体的な、あるいは抽象的なレベルで何を意味しているのかを特定し、ロックの統治理論におけるその役割を明らかにすることが必要であるということを示したい。

個人研究報告

ヒュームによる「原因」の「定義」

鶴殿 慧（関西学院大

学)

デイヴィッド・ヒュームの哲学的に高名な因果論には、多くの研究者を悩ます一つの問題がある。それは、『人間本性論』および『人間知性研究』においてヒュームが与えた「原因 (cause)」の概念に対する二つの定義に関わる問題である。ヒュームは第一の定義において、「恒常的连接」によって「原因」を規定するのに対して、第二の定義においては、習慣によって心が導かれること、すなわち「心の決定」によって「原因」を規定している。本発表において主に注目するのは、第二の定義である。第二の定義に現れる「決定」という概念は、それ自体因果的であり、それゆえこの定義は循環しているということは、これまで多くの研究者たちによって指摘されてきた。興味深いのは、『人間本性論』において因果性の分析を開始する際に、ヒューム自身が、「原因」を「他のものを産出するもの」として規定する定義を、「原因」と「他のものを産出するもの」が同義語であり循環している、として退けているという点である。この時考えなければならないのは、「原因」の第二の定義における循環と、「原因」を「他のものを産出するもの」として規定する定義における循環とは、種類が異なるのか、という問題である。本発表においては、「原因」の第二の定義はたしかに循環しているが、その循環は哲学的に無害であり、そればかりか、さらに有用でさえある、ということを示したい。

「原因」の第二の定義は、たとえ循環しているとしても、それが哲学的論争における「原因」という用語の不適切な使用から生じる原因の観念の不明瞭さを取り除いてくれる、という意味において有用であるように思われる。ヒュームは原因の観念に二つの種類の不明瞭さがある、と考えていた。一つは、日常において我々が原因の観念を抱く際に、そのような観念が持つ本来的な不明瞭さである。もう一つは、哲学的論争における「原因」という用語の不適切な使用から生じる原因の観念の二次的な不明瞭さである。前者の要因に由来する原因の観念の不明瞭さは、ヒューム自身治療することが難しいと考えていた。これに対して、後者の要因から生じる不明瞭さに関しては、ヒュームは、「原因」という用語を日常の使用法に戻してやることによって、治療可能であると考えていた。「原因」の第二の定義が循環してしまうという問題は、原因の観念の本来的な不明瞭さをとり除くことができない、ということの顕著な現れとして捉えることができる。しかし、ヒュームが取り除こうとしているのは、原因の観念の本来的な不明瞭さではなく、むしろ哲学的論争に由来する原因の観念の二次的な不明瞭さであるので、このような循環はヒュームにとってまったく問題にはならない。

ヒュームは、「原因」の二つの定義において、我々が「原因」という用語を使用する際の一般的な状況を記述しているように思われる。すなわち、ヒュームによれば、我々はただ二つの出来事の継起を観察するだけでは、一方が他方の原因である、と主張することはできず、同じ種類の継起を多数観察するとき、また心が一方の出来事から他方の出来事を推理するように習慣によって決定されるときのみ、一方が他方の原因である、と主張することができる。そして、ヒュームは、このような「原因」という用語を使用する際の一般的な状況を示すことによって、同時に「原因」という用語を適切に使用するための基準を示している。ヒュームが批判する哲学者たちは、「原因」を、結果を必然的に生じさせるような力能を付与された存在者として語り、あたかも我々がただ二つの出来事の継起を観察するだけで、一方が他方の原因である、と主張するかのように語っている。これに対して、ヒュームは、彼らが陥っている哲学上の混乱が、「原因」という用語を日常的用法から逸脱した仕方で使用することから生じる、と指摘するのである。

個人研究報告

哲学的急進主義と歴史知識—ジョージ・グロートの場合—

川名 雄一郎 (European University Institute)

ヨーロッパ知識人のアテネの民主主義に対する見方は19世紀半ばに否定的なものから肯定的なものへと大きく転換したと言われているが、この転換に大きな役割を果たしたのがジョージ・グロート(George Grote, 1794-1871)の『ギリシア史』(*A History of Greece*, 12 vols, 1846-56)であった。ジェイムズ・ミルの影響を受け1820年頃から哲学的急進派の一員として政治活動に身を投じていたグロートは、1830年代後半の急進派グループの退潮のなかで政治活動から身を引いて研究活動に専心するようになった。このような事情もあって、『ギリシア史』に代表される彼の後半生(1840年代以降)における古典古代研究は若き日の哲学的急進派としての政治活動とは別のものであるとして論じられることが多く、それゆえに彼の政治的立場とアテネの政治制度論がどのような関係にあるのかという点について十分に検討されてきたとはいえない。本報告では、1820年代のグロートの議論を検討することによって、若きグロートの政治的見解(哲学的急進主義)と古代ギリシアへの関心の関連について検討する。

1810年代後半にディヴィッド・リカードの紹介によってジェイムズ・ミル、さらにジェレミー・ベンサムを知遇を得ることになったグロートは、1820年代前半にミルやベンサムの影響下でいくつかの著作を著しているが、そのひとつに『議会改革問題』(*Statement of the Question of Parliamentary Reform*, 1821)がある。これは、ベンサムが1817年に出版した『問答形式による議会改革案』(*Plan of Parliamentary Reform in the Form of a Catechism*)に対するジェイムズ・マッキントッシュによるウィッグの立場からの批判(‘Universal suffrage’, *Edinburgh Review*, vol. 30, pp. 165-203)への反論として執筆されたものであった。この著書でグロートはジェイムズ・ミルから学んだ論法によってウィッグの穏健的改革論を批判し急進的改革を擁護した。ベンサム・サークルの一員として活発な言論活動を展開するようになるのと同じ時期に、彼は古典古代に関する関心を深めていった。妻のハリエット・グロートの証言や遺されている手稿類などから、グロートは1820年代前半にはすでにギリシア史執筆の意図をもっていたと考えられている。そして、『ギリシア史』でまとまった形で表明されることになるアテネ民主制に対する好意的な見解はすでに1820年代半ばにしめされていた。この時期の彼の論考のうちとりわけ重要なのは、トーリーの政治家・古代史家であったウィリアム・ミットフォード(William Mitford, 1744-1827)の『ギリシア史』(*The History of Greece*, 5 vols, 1784-1810)を取り上げた1826年の「古代アテネの制度」(‘Institutions of Ancient Greece’, *Westminster Review*, vol. 5, pp. 269-331)である。

本報告では、これらの議論をはじめとする1820年代のグロートの議論をとりあげながら、この時期の彼のアテネの民主主義に対する見解を検討するとともに、それが彼の哲学的急進主義とどのように関係していたかを検討する。この際には、ジェイムズ・ミルなど他の代表的な哲学的急進派の見解との異同についても留意し、グロートの議論の特徴について明らかにするようになりたい。

個人研究報告

J.S.ミルの快楽主義に対するF.H.ブラッドリーによる批判の検討

水野 俊誠 (慶応義塾

大学)

ミル(John Stuart Mill)の快楽主義は、ブラッドリー(Francis Herbert Bradley)、グリーン(Thomas Hill Green)、シジウィック(Henry Sidgwick)、ムア(George Edward Moore)等、多くの論者によって批判されてきた。そのなかで、ブラッドリーによる批判は理想主義的な人間観に基づく独特な主張を含んでいる。それにもかかわらず、彼による批判は、ムア、シジウィック等による批判と同じようなものとして扱われることが多く、十分に検討されてきたとはいえない。そこで本発表では、ミルの快楽主義に対するブラッドリーによる批判を、その背景にある人間観に遡って明らかにし、その妥当性と意義について検討することを試みたい。

(I) ミルの快楽主義

快楽主義とは、幸福が快い経験に存し、快い経験を善いものにするのはそれらが快いことであるという見解である。ミルは、この快楽主義を採用すると以下のように述べている。「幸福とは、快楽を、そして苦痛の不在を意味し、不幸とは、苦痛を、そして快楽の不在を意味する。……しかしこういう補足的な説明は、この道徳説が基づいている人生観、つまり快楽および苦痛の不在が目的として望ましい唯一のものであるという人生観、さらにすべての望ましいものは、その中に含まれた快楽のために、または快楽を増し苦痛を防ぐ手段として望ましいものだという人生観—には影響を与えない」。このようにミルは快楽主義の立場を取っている。そして、ミルの快楽主義は、快楽には質の相違があり、それらの相違に基づいて価値の優劣が生じるといういわゆる質的快楽主義であった。

(II) ミルの快楽主義に対するブラッドリーによる批判

ブラッドリーは、その著書『倫理学研究』の第3章「快楽のための快楽」において、ベンサムやミルの快楽主義を批判している。その批判は、①快楽主義一般に対する批判、②功利主義的な快楽主義に対する批判、③ミルの質的快楽主義に対する批判からなる。以下、①と③の骨子を述べる(紙幅の関係で要旨では②を割愛する)。

①ブラッドリーは、快楽主義が通常の道徳的信念と両立できないと述べている。即ち、「快楽主義は、いかなる形態であれ、「道徳は快楽への手段である」と説かねばならない。快楽が道徳において(*in*)獲得されようともあるいは道徳によって(*by*)獲得されようとも、快楽を獲得することが究極目的である。快楽のための快楽こそその目的であり、それ以外のものは快楽への手段である場合を除けば、いかなる意味でも目的ではない。もう一度繰り返して言うが、このことは通常の道徳的信念と絶対に調和することができない。そして、快楽主義はその信念によって不道徳な(*immoral*)ものとして否認されるだけでなく、民衆が快楽主義について判断する限り、それは実行できない(*impracticable*)と宣言されもする。」このようにブラッドリーによれば、通常の道徳的信念が快楽主義を否認するのは、快楽主義が不道徳であり、しかも実行不可能であるからだとされる。

③快楽の質を区別する快楽主義は、次のような2つの形を取るとブラッドリーは述べている。即ち、一つの見解は、快楽の質を端的に質としてとらえるものであり、もう一つの見解は、快楽の質をその量との関係においてとらえ、質を量の結果ないし指標とみなすものである。そして、第1の見解を取れば、快楽の最大量の原理を放棄することになり、第2の見解を取れば、快楽の質が快楽の量以外の何も意味しなくなると彼は論じる。

本発表では、今述べたブラッドリーによる批判の妥当性と意義を、その背景にある理想主義的な人間観に遡って検討することを試みたい。

個人研究報告

ロールズと「不偏の観察者」

池田 誠 (北海道

大学)

『正義論』(Rawls 1971/99 rev. ed.)において、ロールズは論敵である功利主義の伝統を、ハチスンやヒューム、アダム・スミスといった、道徳判断を「不偏の観察者 (the impartial spectator)」(およびそれに準ずるもの)に訴えて説明する18世紀英国の論者たちに始まるものと解している。彼の考えでは、功利主義とは、実践的推論において理想上の「不偏の観察者」に訴え、個人の合理的選択原理を社会に対して拡大適用するものである(ibid., 22-33/19-30 rev.)。すなわちロールズは、功利主義と「不偏の観察者」という二つのアイデアを表裏一体のものとして捉えている。

しかしすぐに気づくことだが、ロールズによるこの功利主義解釈および「不偏の観察者」解釈は正しくない。明らかにこの二つのアイデアは各々独立しているように思われる。その論拠としては、主に次の三つのものが思い浮かぶ。

- (1) 功利主義理論は必ずしも「不偏の観察者」に訴えるわけではない。
- (2) 「不偏の観察者」を持ち出すヒューム、アダム・スミスは、一般には功利主義者とは認められていない。
- (3) スミスに至っては、功利主義を批判する明らかな文言が『道徳感情論』に見られる(TMS, II, ii, 3, 10)。多くの論者を「不偏の観察者」論者としてひとまとめにすることは適切ではない。

とはいえ、ロールズの功利主義批判や、この点に関する道徳哲学史解釈の全てを誤りとして棄て去るのは尚早であろう。むしろ私としては、功利主義というアイデアと「不偏の観察者」というアイデアとが切り離される際に、ロールズ正義論の内部に生まれる「間隙」に注目したい。それは、次の二つのことを問う余地のことである。

- (a) ロールズの功利主義批判の真意とは何か?
- (b) ロールズは「不偏の観察者」論者、とりわけアダム・スミスに対して何を語りうるのか? 両者の間に共通点を見出すことは可能か?

本発表では、このうち第二の問いを考察したい(なお、第一の問いについても、議論に必要な限りで触れるつもりである)。

「不偏の観察者」という語がスミスに由来するにもかかわらず、センが *The Idea of Justice* で指摘する通り(Sen 2009)、ロールズの著作においてスミスへの言及は驚くほど少ない。『道徳哲学史講義』(Rawls 2000)『政治哲学史講義』(Rawls 2007)において、ヒュームが「思慮ある観察者 (the judicious spectator)」の議論含め大きく取り上げられる一方、スミスはヒュームと同郷の同時代の経済学者であると触れられるのみであり、『道徳感情論』はほぼ黙殺されている。

しかし、ロールズの契約論もスミスの「不偏の観察者」理論も、道徳的問題に関する人々共通の観点や公共的な思考枠組・推論手続きのあり方を提供するものとしては共通していると思われる。実際ダーウォールは *Second-Person Standpoint* (Darwall 2006)において、道徳共同体の対等なメンバー同士の相互尊重を適切に表現する理論として、スミスとロールズの間に見出している。私はロールズおよびスミスの著作、ならびに上述の論者らの考察を参考に上記(b)の問いを考察する。これは、ロールズ正義論内部の間隙を埋める企てであるとともに、ロールズを道徳哲学史上にしっかりと位置づける上で、彼自身が語らなかつた哲学史上の間隙を埋める企てともなるだろう。

シンポジウムⅡ 大正期の日本思想に与えたイギリス思想の影響

第1報告

Political Pluralismの政治思想史的影響—中島重を中心に—

西田 毅 (同志社大学名誉教授)

大正期は明治と昭和に挟まれた時代というイメージがある。そのイメージは多様であるが、思想史的に言えば、明治期に形成された天皇制国家がもつ「国体」イデオロギーの信条体系に対する疑念が、政治・社会運動や文芸、宗教道徳などさまざまなレベルで芽生え始めた時期でもある。またナショナリズムの観点から言えば、大正期は「ワシントン体制」への反発から軍備の強化と帝国主義、植民地経営に突き進む昭和前期の「15年戦争」にいたる過渡期としての性格も指摘できるであろう。国家の求心力が弱まり、社会や自発的結社の価値が認識されるようになった時代背景は、やはり第一次世界大戦の終結と国際主義的風潮、ロシアにおける社会主義革命の勃発があった。それに加えて、隣国中国の辛亥革命による東洋最初の共和制の誕生、そして明治天皇の死が象徴する明治精神の終焉など数えられよう。このような世界史的規模での地殻変動が日本の知識人に与えた思想的影響は何か、ここでは、大正期の政治学・政治思想の動向を中島重におけるH・J・ラスキの受容を中心に考察してみたい。

大正デモクラシー状況と日本の政治学—吉野作造と中島重

中島重(1888-1946)のプロフィール 岡山県高梁出身の政治学者・法理学者 六高から東大法科へ進む 学生時代に本郷教会で海老名弾正の自由キリスト教の指導をうけ、大学では吉野の門下生 1917年、同志社大学に赴任 1929年、海老名総長辞任に殉じて同志社を去り、関西学院の教授に就任 1946年1月、同志社大学教授に復帰するが、病気のため教壇に立つことができず同年5月に死去 中島の二人の恩師—吉野作造と海老名弾正 主著『社会哲学的法理学』『多元的国家論』『国家原論』 中島は賀川豊彦の影響をうけて、その後、宗教的实践運動(「雲の柱会」1925—「同志社労働ミッション」1927—「日本労働ミッション」1929—「社会的基督教運動」1931)に入る

中島重のH・J・ラスキ Harold Joseph Laski 研究

学界の注目を集めた『多元的国家論』(1922) 中島は第一次大戦後のヨーロッパ、とくにイギリスで展開された多元論を中心とした新しい政治・国家思想に関心を払った 中島の労作はわが国における最も早い多元的国家論の本格的な紹介(蟬山政道『日本における近代政治学の発達』)

「ラスキの多元論的国家学説」「ラスキの『多元国』とコールの『共同体』」(『多元的国家論』所収)、「国家本質に関する二大思潮の対立」(『同志社論叢』創刊号 1920)を中心に中島のラスキ受容の特徴、国家の本質、国家と社会の関係、ラスキとG・D・H・コール George Douglas Howard Coleの国家観の異同、ギルド社会主義観などを検討する

多元論的国家思想の構造—「絶対目的論」的職能論と道徳律の強調

国家「職能」の有限性、国家主権の絶対性の否定 警察と軍隊の機能に限定する厳格な「絶対目的論」、真・善・美の領域に権力は立ち入ることができないとする主張 「個人の人格の不可侵と行為の自由」の保障を力説するが、同時に「自由の放恣」に対する警戒を示す 「超団体(超国家的方面)たる非拘束の自由範囲は道徳的自律の拘束の範囲なること」、「自由は放恣を意味せざること、非社会を意味せざること」、自由は「国家に対しての自由」であって社会に対するものではないこと 国家は「基本社会を構成する人々の道徳的人格を完成するため、すなわち至高善の理想を実現するための手段」とみる理想主義的国家観もある

中島がなぜ自由主義的な Political Pluralism に興味をもったのか

外在的要因としての大正デモクラシー状況 しかし、中島の多元論は単なる「紹介」の域に止まらず、彼独自の解釈や展開が見られる この点について中島とキリスト教信仰、ラスキの反ファシズム論への距離設定、マルクス主義などを視野に入れながら問題提起を行ないたい。

第2報告

長谷川如是閑のホブハウス受容——大正期日本における新自由主義の一断面——

織田 健志 (関西大
学)

二〇世紀初頭のイギリスの知的世界において、L・T・ホブハウスやJ・A・ホブソンに代表される新自由主義 (new liberalism) のインパクトは看過することができないだろう。周知のように、新自由主義は市民社会の自律性に基づく自由放任と競争の原理を柱とする旧来の自由主義思想に対し、個人の権利や人格の実現のために国家の介入を擁護する思想である。自由放任から政府を通しての社会変革へというこうした転換の背景には、選挙権の拡大により新たに政治の表舞台に登場してきた大衆の存在があった。二〇世紀初頭のイギリスで一世を風靡したこの思想は、民衆の台頭と社会運動の叢生に特徴づけられる大正デモクラシーという、同時代の日本の知的状況にも影響を与えることになった。

本報告では、大正デモクラシーを代表する言論人である長谷川如是閑 (1875-1969) について、彼の代表的著作である『現代国家批判』(1921年)『現代社会批判』(1922年)を中心に、新自由主義の影響関係を検討する。とくに如是閑がホブハウスをどのように受容したのかという問題に焦点を当てる。事実、彼は自らの雑誌『我等』にホブハウス『国家の形而上学的学説』(The Metaphysical Theory of the State, 1918)の詳細な紹介を書き、理念や当為に基づいて国家を倫理的な共同体として理想化する発想に対する批判のための方法論として積極的に受容したのである(参照、田中浩『長谷川如是閑研究序説』未来社、1989年)。

こうした直接的な影響もむろん重要であろう。だが、如是閑はホブハウスの提示した新自由主義の思考方法をより積極的に受容していたように思われる。とりわけ、有機体論的な社会観によって個人の自由と社会生活の二項対立的な見方を乗り越えようとする発想は如是閑に深い影響を及ぼすことになった。ホブハウスは自らの自由主義論を展開するにあたり、個人の自由か社会的な相互扶助かという二者択一ではなく、両者の適切な関係を如何に説明するかという問題に腐心した。彼は共通善の視点から個人の権利を捉え、同時に人間の個性を全く無視する「抽象的」な社会主義についても、有機体としての社会の生成発展という観点から鋭く批判したのであった。(cf. Hobhouse, L.T., Liberalism, 1911)。

個人と社会の二元的対立の克服を試みたホブハウスの議論は、如是閑にあつて、「個」と共同性の相関関係の探求という形で展開された。如是閑は理性的個人の合理的行動から社会の形成を説く原子論的な社会観を、人間の本性としての共同性に対する理解を欠いた空論として斥けた。その一方で、個人を超越した「絶対的な構成物」と「社会」を見なす社会実在論も、個人の存在を絶対視する原子論的な社会理解と正反対の意味において、人々の日常生活の現実から乖離した虚偽意識と考えられたのである(『現代社会批判』133-134頁)。このように、如是閑は人間の「個」と「社会性」のいずれか一方に絶対的価値を求める社会観をとともに斥け、両者の相関関係の中に集団生活としての社会を位置づけようとしたのであった。

しかし、「社会は人格の自己統御能力のうえに基礎を置き、この基礎のうえにのみ本当の共同体を打ち立てることができる」(ibid, p124)という理想のもと、有機体としての社会の生成発展の手立てとして国家の役割を熱く語るホブハウスの姿に、如是閑が違和感を抱いたのもまた事実である。ホブハウスが自らの自由主義論を「自由主義的社会主義」と呼び、大衆の政治参加をその必要条件としたのに対し、如是閑は民衆の政治参加を通じた国民統合が、結果として国家権力の再編と強化につながりかねない点を憂慮したのである。

本報告では、こうした如是閑のホブハウス受容のあり方を通して、大正期における「社会」の問題の意義と限界について検討したい。

シンポジウムⅡ 大正期の日本思想に与えたイギリス思想の影響

第3報告
イギリス思想が大正期に与えた影響

鈴木 貞美 (国際日本文化研究センタ

日露戦争後から関東大震災までの日本思想に与えたイギリス思想の影響を概括する。帝国主義戦争の時代に、日本ではエネルギー工学思想が全面開花し、産業構造が重化学工業化と大工場制へドラスティックに再編され、民衆の生活文化が大きな変容を被る。それによって江戸時代に育まれた信用を第一とする商業倫理が瓦解し、競争社会の到来が口にされる。すなわち功利主義が浸透し、生存権をかけた闘争の季節が訪れる。

生物進化論では、突然変異説によって、国際的にダーウィニズムが失墜する時期にあたるが、国家の生存競争の思想が生物学者(丘浅次郎)にも見られ、他方、相互扶助思想もひろがる(ハクスリーのローマンズ講演の影響は不明)。大逆事件によって社会主義が封じられるなかで、アナルコ・サンディカリズムとならんで、ウィリアム・モリスのギルド社会主義がかなりのひろがりを見せ、田園都市構想の受容が田園趣味を浸透させるとともに、バーナード・ショーの「宇宙の生命力」という観念やアイルランド独立運動と結びついたイエーツらの神秘的象徴主義も大正生命主義の勃興に一役買った。

慶應義塾大学(日吉キャンパス)への交通案内



■住所

〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1

■交通アクセス

- ・ 東急東横線、東急目黒線
- ・ 横浜市営地下鉄グリーンライン

日吉駅下車、徒歩1分

※東急東横線の特急は日吉駅に停車しません。ただし通勤特急は停車します。

※渋谷～日吉： 東急東横線普通 25分 急行約20分

渋谷から東急東横線特急に乗って武蔵小杉で東急目黒線（向かいホーム）日吉行きに乗り換えても約20分

※横浜～日吉： 東急東横線普通 20分 急行約15分

※新横浜～菊名～日吉： 横浜線に乗って菊名で東急東横線に乗り換えて20分

キャンパスマップ



- * 10番の建物が理事会・研究大会・総会・懇親会の行われる来往舎です。
来往舎は、日吉駅改札口を出て右手の横断歩道を渡り、銀杏並木を直進すると左手に見えてくるガラス張りの建物です。正面のガラスの入り口に入って左手のロビーに入り、右手のエレベーター奥に学会受付を設置します。
- * 総会・記念講演・シンポジウムは、来往舎1階のシンポジウムスペースで開かれます。
- * 個人研究報告は、来往舎の2階にある大会議室（第1会場）と中会議室（第2会場）ならびに来往舎1階のシンポジウムスペース（第3会場）で行われます。
- * 理事会は、来往舎の受付ホールにあるエレベーターで2階に行き、出てすぐ右手の部屋（小会議室）で行われます。
- * 会員控室は用意しません。来往舎ロビーの横にある談話室をご利用ください。
- * ティー・ブレイクの茶菓は受付前のホールに用意いたします。

《会員の皆様に—大会参加にあたって》

1. 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を本案内に同封しています。また、封筒の宛名ラベルの右下には **2009 年度分までの請求額が印字**されています。(0もしくはマイナスの数字は会費が納入済みであることを示します)。年会費は 6,000 円です。なお大会会場での会費納入の受付は行いません。

2. 大会参加費

1,000 円を大会受付にてお支払い下さい。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には 2,000 円(大学院生は 1,000 円)をお支払いいただきます。

3. 昼食

来往舎(大会会場のある建物)の1階にファカルティラウンジと来往舎の隣の食堂棟(キャンパスマップ 9 番の建物)にある食堂が営業しております。また、日吉駅ビルや駅の反対側の商店街には多数の飲食店があります。さらに、日吉駅ビル1階に東急デパートの食料品売り場があり、そこで各種のお弁当を購入できます。

4. 懇親会

会場 来往舎1階 ファカルティラウンジ

3月26日(金) 午後6時より

懇親会費(一般会員 6,000円 大学院生会員 4,000円)を大会受付でお支払いください。

5. 暖房について

慶應義塾の規定により、外気温が 13° 以下にならないと暖房は入りません。また、入った場合でも室温が 21° 以上になると暖房が切れます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

6. 会場校問合せ先(大会事務局)

223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1 慶應義塾大学

来往舎 647 号室 成田和信研究室 (Tel & Fax 045-566-1172)

*研究室に不在の場合は、来往舎受付(電話番号 045-566-1101)にお問い合わせください。

Email: narita@a8.keio.jp

日本イギリス哲学会第 34 回総会・研究大会プログラム・報告要旨

発行日 2010 年 1 月 31 日

発行者 日本イギリス哲学会 会長: 星野 勉

事務局

〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1

法政大学文学部 哲学研究室内

Tel: 03-3264-4986 / Fax: 03-3264-9840

郵便振替 00110-8-14654

E-mail: nakagama@hosei.ac.jp

URL: <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsbp/>